

千葉県施設型給付対象施設延長保育事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、児童福祉の増進を図るため、社会福祉法人等の設置経営する施設型給付対象施設（以下「施設」という。）が実施する保育標準時間を超えた保育需要への対応（以下「延長保育事業」という。）、保育標準時間の始期及び終期前後の保育需要への対応（以下「推進分」という。）及び保育標準時間内のうち保育短時間の認定を受けた児童の保育短時間を超えた保育需要への対応（以下「短時間認定児童に係る延長保育事業」という。）（以下併せて「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）、千葉県延長保育事業実施要綱（平成14年4月1日施行。以下「延長保育実施要綱」という。）及びこの要綱に基づき、当該社会福祉法人等に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、延長保育実施要綱に定めるところによる。

- (1) 社会福祉法人等 社会福祉法人及び千葉県私立保育所設置認可等要綱別表1「社会福祉法人又は学校法人以外の者による保育所整備に係る設置主体適合条件」に適合する社会福祉法人以外の者をいう。
- (2) 施設型給付対象施設 私立保育園及び私立認定こども園をいう。
- (3) 私立保育園 延長保育実施要綱第2条1号に定める保育所（園）のうち、社会福祉法人等が設置経営するものをいう。
- (4) 私立認定こども園 延長保育実施要綱第2条2号に定める認定こども園のうち、社会福祉法人等が設置経営するものをいう。

(対象児童)

第3条 補助事業の対象児童は、次のとおりとする。

- (1) 延長保育事業 延長保育実施要綱第3条に定める児童で、延長保育事業に関し当該社会福祉法人等から承認を受け、かつ、実際に延長保育を利用した者
- (2) 短時間認定児童に係る延長保育事業 延長保育実施要綱第3条に定める児童のうち、保育短時間の認定を受けた児童で保育標準時間内に発生する延長保育に関し当該社会福祉法人等から承認を受け、かつ、実際に延長保育を利用した者
- (3) 推進分 保育標準時間の認定を受けた児童のうち、実際に午前7時から午前8時までまたは午後5時から午後6時までの保育を利用した者

(従事者)

第4条 補助事業の従事者は、延長保育実施要綱第6条に定める人数とする。

(対象経費及び補助基準額)

第5条 補助事業の対象経費及び補助基準額は、別表のとおりとする。ただし、当該経費について国、地方公共団体その他の団体から補助金、助成金その他これらに類する給付金を受給している（受給を予定している場合を含む。）場合は、当該額を補助対象経費から控除するものとする。

2 補助金の額は、別表により算出した補助基準額の10分の10以内とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉市施設型給付対象施設延長保育事業等補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第7条 規則第5条の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）規則第4条の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は市長の承認を得ずに担保に供してはならないこと。
- （2）規則、延長保育実施要綱及びこの要綱を遵守すること。
- （3）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（第11条第5項に規定する軽微な変更を除く）を行う場合には、市長の承認を受けること。

（交付決定通知）

第8条 規則第6条の規定による交付決定通知は、千葉市施設型給付対象施設延長保育事業等補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、千葉市施設型給付対象施設延長保育事業等補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

（概算払い）

第9条 補助金は、交付決定額の範囲内において、補助金の額の確定前に交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市施設型給付対象施設延長保育事業等補助金分割払い請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（月例報告）

第10条 施設の長は、毎月15日までに、前月分の延長保育事業等月例報告書（様式第5号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（交付決定の変更）

第11条 交付決定後に、決定内容に変更（軽微な変更を除く）が生じたときは、千葉市施設型給付対象施設延長保育事業等補助金変更交付申請書（様式第6号）に必要な書類を添付して、市長に補助金の変更交付申請をしなければならない。

2 規則第4条及び第6条の規定は、前項の規定による補助金の変更交付申請があった場合について準用する。

3 市長は、交付決定を変更したときは、千葉市施設型給付対象施設延長保育事業等補助金交付決定変更通知書（様式第7号）により通知するものとする。

4 市長は、交付決定を変更することが不適当と認めたときは、千葉市施設型給付対象施設延長保育事業等補助金交付決定変更不承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

5 第1項の軽微な変更は、補助金の交付決定額の算定に係る基準数値の変更を伴わない細部の変更とする。

（事業の廃止又は中止）

第12条 事業の完了前に当該事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に市長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議が整ったときは、千葉市施設型給付対象施設延長保育事業等廃止（中止）承認申請書（様式第9号）を市長に提出することとする。

3 市長は、前項による申請の内容を審査し、適当と認めたときは、千葉市施設型給付対象施設延長保育事業等廃止（中止）承認通知書（様式第10号）により通知することとする。

（決定の取消し）

第13条 次の各号に掲げる事由に該当するときは、補助金の交付の決定の一部または全部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を事業目的外の用途に使用したとき
- (3) 私立保育園及び私立認定こども園の認可または認定が取り消されたとき
- (4) 補助対象となる経費について、国、地方公共団体その他の団体が実施する補助金、助成金その他これらに類する給付を受けていることが判明したとき
- (5) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、千葉市施設型給付対象施設延長保育事業等補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により通知することとする。

（実績報告）

第14条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、千葉市施設型給付対象施設延長保育事業等補助金実績報告書（様式第12号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（額の確定通知）

第15条 規則第13条による通知は、千葉市施設型給付対象施設延長保育事業等補助金額確定通知書（様式第13号）によるものとする。

（補助金の請求）

第16条 規則第16条第1項の規定により、補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市施設型給付対象施設延長保育事業等補助金差額請求書（様式第14号）を、市長に提出するものとする。

（補助金の精算）

第17条 当該社会福祉法人等は、規則第13条の規定により確定した補助金額の精算をしようとするときは、千葉市施設型給付対象施設延長保育事業等補助金精算書（様式第15号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第18条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市施設型給付対象施設延長保育事業等補助金返還命令書（様式第16号）による。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 千葉市民間保育園 延長保育事業等補助金交付要綱（平成14年4月1日施行）は、平成27年3月31日をもってこれを廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年9月28日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月20日から施行し、同年4月1日から適用する。ただし、別表の土曜日に延長保育事業を実施している場合に係る改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月18日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月3日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月8日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別 表

対 象 経 費	補助事業に要する人件費、対象児童のための保育材料費等、管理経費、その他市長が必要と認める経費とする。																										
補助基準額	1 延長保育事業 施設が支出した対象経費の総額（3 推進分に係る対象経費を除く）から保護者から徴収する延長保育に係る保育料を差し引いた額と次の（１）、（２）及び（３）により算出した額の合計額とを比較して、いずれか少ない額 ただし、円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。 なお、千葉市施設型給付対象施設運営事業補助金交付要綱第2条第6号に定める職員定数を超えて配置する非常勤職員の交通費については、上記で算出する対象経費に含まず、実費分を補助する。 （１）基本額（申込児童数から算出した必要従事者2人まで） <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th><th>基準額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分延長</td><td>年額 974,000円</td></tr> <tr> <td>1時間延長</td><td>年額 2,408,000円</td></tr> <tr> <td>2時間延長</td><td>年額 3,704,000円</td></tr> <tr> <td>3時間延長</td><td>年額 3,954,000円</td></tr> <tr> <td>4時間延長</td><td>年額 7,529,000円</td></tr> <tr> <td>5時間延長</td><td>年額 7,591,000円</td></tr> <tr> <td>6時間延長</td><td>年額 8,962,000円</td></tr> </tbody> </table> 時間の算出については、以下のとおりとする。複数の時間に該当する場合は、最大時間とする。 ①1時間延長は、保育標準時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が3人以上いること。 ②2時間延長は、保育標準時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が3人以上いること。 ③3時間以上の延長は、②と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いること。 ④30分延長は、①～③に該当しないもので、保育標準時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。 なお、土曜日に延長保育事業を実施している場合は、上記の金額に、次の金額を上乗せする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th><th>基準額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分延長</td><td>年額 210,000円</td></tr> <tr> <td>1時間延長</td><td>年額 520,000円</td></tr> <tr> <td>2時間延長</td><td>年額 800,000円</td></tr> <tr> <td>3時間延長</td><td>年額 854,000円</td></tr> </tbody> </table>	時間	基準額	30分延長	年額 974,000円	1時間延長	年額 2,408,000円	2時間延長	年額 3,704,000円	3時間延長	年額 3,954,000円	4時間延長	年額 7,529,000円	5時間延長	年額 7,591,000円	6時間延長	年額 8,962,000円	時間	基準額	30分延長	年額 210,000円	1時間延長	年額 520,000円	2時間延長	年額 800,000円	3時間延長	年額 854,000円
時間	基準額																										
30分延長	年額 974,000円																										
1時間延長	年額 2,408,000円																										
2時間延長	年額 3,704,000円																										
3時間延長	年額 3,954,000円																										
4時間延長	年額 7,529,000円																										
5時間延長	年額 7,591,000円																										
6時間延長	年額 8,962,000円																										
時間	基準額																										
30分延長	年額 210,000円																										
1時間延長	年額 520,000円																										
2時間延長	年額 800,000円																										
3時間延長	年額 854,000円																										

4 時間延長	年額 1,626,000円
5 時間延長	年額 1,639,000円
6 時間延長	年額 1,935,000円

(2) 加算額（申込児童数から算出した必要従事者数が3人以上必要な場合、3人目以降の必要従事者数の年間合計数に次の月額単価を乗じた額を加算する。）

時間	基準額
1 時間延長	月額 83,900円
2 時間延長	月額 117,500円
3 時間延長	月額 151,100円
4 時間延長	月額 184,700円
5 時間延長	月額 193,100円
6 時間延長	月額 226,600円

申込児童数から算出する必要従事者数の計算方法は以下のとおりとする。

$(\text{乳児数} \times 1/3) + (1 \cdot 2 \text{歳児数} \times 1/6) + (3 \text{歳児数} \times 1/20) + (4 \text{歳以上児} \times 1/30)$

算式の各項は小数点以下第2位を切り捨てし、職員定数は小数点以下第1位を四捨五入する。

なお、土曜日に延長保育事業を実施している場合は、上記の金額に、次の金額を上乗せする。

時間	基準額
1 時間延長	月額 22,000円
2 時間延長	月額 31,000円
3 時間延長	月額 40,000円
4 時間延長	月額 49,000円
5 時間延長	月額 52,000円
6 時間延長	月額 61,000円

(3) 障害児保育加算（平均対象障害児数が1人以上）

時間	基準額
30分延長	年額 150,000円
1 時間延長	年額 300,000円
2～3 時間延長	年額 750,000円

なお、時間の算出については、以下のとおりとする。複数の時間に該当する場合は、最大時間とする。

①1時間延長は、保育標準時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象障害児童数が1人以上いること。

②2～3時間の延長は、①と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象障害児童数が1人以上いること。

③30分延長は、①、②に該当しないもので、保育標準時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象障害児童数が1人以上いること。

なお、加算対象の障害児については、千葉市要配慮保育実施要綱に基づく要配慮保育実施の決定を受けた児童とする。

また、当該障害児に係る保育士等について、千葉市要配慮保育実施要綱第7条の規定に基づき配置するものとする。

2 短時間認定児童に係る延長保育事業

施設が支出した対象経費から保護者から徴収する延長保育に係る保育料を差し引いた額と次の（１）及び（２）算定方法より算出した額とを比較して少ない方の額

ただし、円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

（１）基本額

在籍する短時間認定児童数（年間平均）に年額単価を乗じた額

時間	基準額
1 時間延長	年額 21,200円
2 時間延長	年額 42,400円
3 時間延長	年額 63,600円

なお、時間の算出については、以下のとおりとする。複数の時間に該当する場合は、最大時間とする。

①1時間延長は、保育標準時間内で、施設が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が1人以上いること。

②2時間延長は、保育標準時間内で、施設が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が1人以上いること。

③3時間延長は、保育標準時間内で、施設が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて3時間の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が1人以上いること。

（２）障害児保育加算（平均対象障害児数が1人以上）

時間	基準額
30分延長	年額 150,000円
1 時間延長	年額 300,000円
2～3 時間延長	年額 750,000円

なお、時間の算出については、以下のとおりとする。複数の時間に該当する場合は、最大時間とする。

①1時間延長は、保育標準時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象障害児童数が1人以上いること。

②2～3時間の延長は、①と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象障害児童数が1人以上いること。

③30分延長は、①、②に該当しないもので、保育標準時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象障害児童数が1人以上いること。

なお、加算対象の障害児については、千葉市要配慮保育実施要綱に基づく要配慮保育実施の決定を受けた児童とする。

また、当該障害児に係る保育士等について、千葉市要配慮保育実施要綱第7条の規定に基づき配置するものとする。

3 推進分（保育標準時間の認定を受けた児童）

施設が支出した対象経費（人件費のみ）と次の算出方法により算出した額の合計額とを比較して少ない方の額から、予算で定める額を差し引いた額

ただし、円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとし、マイナスとなる場合の、補助基準額は0円とする。

なお、千葉市施設型給付対象施設運営事業補助金交付要綱第2条第6号に定める職員定数を超えて配置する非常勤職員の交通費については、上記で算出する対象経費に含まず、実費分を補助する。

（第3条第3号の対象児童から算出した必要従事者数の年間合計数に、次に定める月額単価を乗じた額

① 午前7時から午前8時まで 月額 80,500円

② 午後5時から午後6時まで 月額 46,200円（常勤職員2人まで）

月額 60,400円

（非常勤職員及び常勤職員3人目以降））

なお、対象児童から算出する必要従事者数の計算方法は以下のとおりとする。

$(\text{乳児数} \times 1/3) + (1 \cdot 2 \text{歳児数} \times 1/6) + (3 \text{歳児数} \times 1/20) + (4 \text{歳以上児} \times 1/30)$

算式の各項は小数点以下第2位を切り捨てし、職員定数は小数点以下第1位を四捨五入する。

※1、2及び3ともに事業期間が6か月未満の施設にあつては、該当する1人（1事業）当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする。